

## ○自立支援医療費(精神通院)申請書類

### 1 新規及び更新

- ①自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- ②診断書(自立支援医療(精神通院医療)用) ※手帳用の診断書でも可
- ③受診者の加入医療保険のわかるもの ※窓口にてコピーをお取りします。
- ④収入に関する申告書
- ⑤世帯全員が市町村民税非課税の場合、受診者の収入(年金等)が確認できる書類(通帳の写し、年金の振込通知書等)
  - ※収入額の確認は新規申請または更新申請により認定される有効期限の開始月が  
1月～6月の場合 : 前々年の1月1日～12月31日分  
7月～12月の場合 : 前年の1月1日～12月31日分
  - ※自立支援医療の「世帯」の範囲は、同一医療保険の方です
- ⑥自立支援医療受給者証(精神通院)の原本又は写し ※更新の場合のみ
- ⑦受診者本人及び同一保険加入者全員のマイナンバーが分かるもの

提出がないと申請受付  
できませんのでご注意  
ください！！

### 2 転入(神戸市・他の都道府県で交付された有効期間中に市内に転居した場合)

- 原則、新規申請として受理します。
- 転居前の期限を引き継ぐ場合
  - ①自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書 ※種別は新規申請
  - ②自立支援医療(精神通院)受給者証等記載事項変更届
  - ③他の都道府県で発行された受給者証の写し
  - ④他の都道府県で申請時に提出した診断書の写し、または照会同意書
  - ⑤受診者本人及び同一保険加入者全員のマイナンバーが分かるもの

提出がないと申請受付  
できませんのでご注意  
ください！！

### 3 変更(兵庫県内(神戸市除く)から転居した場合、医療保険・氏名の変更)

- ①自立支援医療(精神通院)受給者証等記載事項変更届
- ②受給者証の原本
- ③受診者の加入医療保険のわかるもの ※医療保険の変更の場合
- ④受診者本人のマイナンバーが分かるもの

提出がないと申請受付でき  
ませんのでご注意ください！！

### 4 変更(医療機関の変更及び追加、所得区分の変更)

- ①自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- ②医療機関の複数指定に関する意見書 ※医療機関の追加の場合
- ③受給者証の原本
- ④受診者本人及び同一保険加入者全員のマイナンバーが分かるもの

### 5 再交付

- ①自立支援医療(精神通院)受給者証再交付申請書
- ②破損、汚損した受給者証の原本 ※紛失の場合は除く
- ③受診者本人のマイナンバーが分かるもの

提出がないと申請受付でき  
ませんのでご注意ください！！

- ※1 受給者証が交付されるまでの期間は、受理から2か月～3か月要します。
- ※2 更新申請は、有効期限の3ヶ月前から申請ができます。  
なお、受給者証が交付されましたら有効期間の確認をお願いします。
- ※3 診断書の提出は2年に一度です。ただし、更新申請は毎年必要です。